

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例（昭和 35 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 74 条の 10 の表中 26 の項を 28 の項とし、25 の項を 27 の項とし、24 の項を 26 の項とし、同表 23 の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「既存建築物を除く」を「新築又は増築等をしようとするものに限る」に改め、同項を同表 25 の項とし、同表 22 の項中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」を加え、「既存建築物を除く」を「新築又は増築等をしようとするものに限る」に改め、同項を同表 24 の項とし、同表 21 の項中「既存建築物を除く」を「法第 86 条第 1 項に規定する建築等をしようとするものに限る」に改め、同項を同表 23 の項とし、同表中 12 の項から 20 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、11 の項を 12 の項とし、同項の次に次のように加える。

13	法第 58 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請	160,000 円
----	---------------------------------------	-----------

- (2) 第 74 条の 10 の表 10 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同項を同表 11 の項とし、同表中 9 の項を 10 の項とし、8 の項を 9 の項とし、7 の項の次に次のように加える。

8	法第 53 条第 5 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	160,000 円
---	--	-----------

(3) 第74条の11の表中18の項を19の項とし、13の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表12の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をしようとするものに限る」に改め、同項を同表13の項とし、同表11の項中「既存建築物を除く」を「法第86条第1項に規定する建築等をしようとするものに限る」に改め、同項を同表12の項とし、同表中4の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請	27,000円
---	---------------------------------------	---------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率、建蔽率及び高さの制限の特例等に係る新たな許可及び認定の申請について、手数料を定める等のため、本案を提出する。